

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

労働保険番号	25104017426000□□□□ 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	4130001033271

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
一般労働者派遣・請負		株式会社ワールドプラン 甲賀オフィス			(〒520 ― 3221) 滋賀県湖南市三雲 272-1 植田電機ビル 3F (電話番号： 0748― 71 ― 2343)				2025 年 3 月 11 日から 1 年間		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数					
						1 日	1 箇月 (①については 45 時間まで、 ②については 42 時間まで)		1 年 (①については 360 時間まで、 ②については 320 時間まで)		
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数		所定労働時間を超える時間数 (任意)				
	① 下記②に該当しない労働者	受注の集中・労務管理・社員送迎	営業・送迎	7 名	7.75 時間	6 時間		4 5 時間		360 時間	
		給与計算・決算処理・請求書作成	事務	2 名	7.75 時間	4 時間		4 5 時間		360 時間	
	② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
		受注の集中・労務管理・社員送迎		営業・送迎	7 名	土・日・祝（企業カレンダー）		1 ヶ月に 4 回		0：00～24：00	
給与計算・決算処理・請求書作成		事務	2 名	土・日・祝（企業カレンダー）		1 ヶ月に 4 回		8：00～24：00			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
受注の集中、突発的なトラブルや送迎対応	営業・送迎	7名	6時間		6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間		25%
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務	2名	4時間		6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への事前申入れによる。										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①・⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保健指導を実施。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 16日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 営業
氏名 杉本ゆかり

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 16日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

東近江 労働基準監督署長殿



労働基準法第36条に基づく

時間外労働および休日労働に関する協定書

株式会社ワールドプラン 甲賀オフィス（以下、甲という）と甲の労働者の代表（以下、乙という）は、労働基準法第36条の規定に基づき、時間外労働および休日労働に関し、次の通り協定する。

第1条（時間制限ならびに事由）

1. この協定の有効期間中における労働基準法32条の労働時間を超える時間外労働の最高限度を1日4時間及び6時間、1ヶ月45時間、1年360時間とする。

第2条（特別の事情）

1. 前条の時間制限を超える特別の事情が生じ、甲が乙にその旨通知し、乙がその事由を認めた場合、前条の規定にかかわらず、1ヶ月の最高限度を80時間まで、年720時間とし、回数は6回までとする。なお、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、1ヶ月60時間を超えた場合の割増賃金率は50%とする。1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。
2. 特別の事情とは、一時的な受注の集中・突発的なトラブル対応や送迎対応など業務の集中をいう。

第3条（休日労働の制限）

甲が労働基準法第35条の休日に労働を命じることができている回数および時間帯は次の通りとする。

- 1ヶ月につき4回：0時～24時及び8時～24時の間で会社が指定した時刻とする。

第4条（特例措置）

第1条、第2条、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる対象労働者に該当する労働者から申し出があった場合は、次に定める時間外労働の制限を行うものとする。

1. 対象労働者

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者
- (2) 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する労働者
 - ①配偶者（内縁関係含む）、父母もしくは子または配偶者の父母
 - ②当該労働者が同居し、かつ扶養している二親等以内の親族

2. 時間外労働の限度

- 1ヶ月24時間 かつ 1年150時間以内とする。

第5条（適用および管理）

この協定の適用および管理等に関しては、甲と乙で別に定めるところにより行うほか、この協定に定めなき事項は、労働基準法の定めによるものとする。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、2025年3月11日より2026年3月10日までとする。

2025年2月14日



甲：株式会社ワールドプラン
代表取締役社長 松岡敬大

乙：労働者代表 木村 孝一

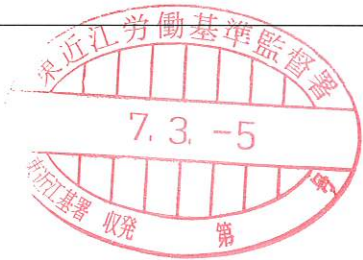
時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25104017426000□□□□ (都道府県) (所掌) (管轄) (基幹番号) (枝番号) (被一括事業場番号)
法人番号	4130001033271

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
労働者派遣		株式会社ワールドプラン スタッフ事業部 甲賀オフィス		(〒520 — 3221) 滋賀県湖南市三雲272-1 植田電機ビル3F (電話番号： 0748- 71 — 2343)				2025年3月11日から1年間		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	2025年3月11日				
	① 下記②に該当しない労働者	派遣先企業における納期遵守。その他突発業務の対応	物の製造・運搬・倉庫作業 清掃等の軽作業、事務	95人	8時間	45時間	360時間			
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者									
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
		派遣先企業における納期遵守。その他突発業務の対応。	物の製造・運搬・倉庫作業 清掃等の軽作業、事務	85人			1ヶ月に4回		0:00~24:00	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	物の製造、運搬、倉庫作業、清掃等の軽作業、事務	95人	8時間		6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者への通知										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ・ ⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保健指導を実施。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 17日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 営業
氏名 杉本ゆかり

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 17日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

東近江 労働基準監督署長殿

東近江労働基準監督署 第 5 号 収発

労働基準法第36条に基づく

時間外労働および休日労働に関する協定書

株式会社ワールドプラン スタッフ事業部 甲賀オフィス（以下、甲という）と甲の労働者の代表（以下、乙という）は、労働基準法第36条の規定に基づき、時間外労働および休日労働に関し、次の通り協定する。

第1条（時間制限ならびに事由）

1. この協定の有効期間中における労働基準法32条の労働時間を超える時間外労働の最高限度を1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間とする。

第2条（特別の事情）

1. 前条の時間制限を超える特別の事情が生じ、甲が乙にその旨通知し、乙がその事由を認めた場合、前条の規定にかかわらず、1ヶ月の最高限度を80時間まで、年720時間とし、回数は6回までとする。なお、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合又は1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。
2. 特別の事情とは、一時的な受注の集中や突発的なトラブル対応など業務の集中をいう。

第3条（休日労働の制限）

甲が労働基準法第35条の休日に労働を命じることができ回数および時間帯は次の通りとする。

- 1ヶ月につき4回：0時～24時間の間で会社が指定した時刻とする。

第4条（特例措置）

第1条、第2条、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる対象労働者に該当する労働者から申し出があった場合は、次に定める時間外労働の制限を行う。

1. 対象労働者

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者
- (2) 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する労働者
 - ①配偶者（内縁関係含む）、父母もしくは子または配偶者の父母
 - ②当該労働者が同居し、かつ扶養している二親等以内の親族

2. 時間外労働の限度

- 1ヶ月24時間 かつ 1年150時間以内とする。

第5条（適用および管理）

この協定の適用および管理等に関しては、甲と乙で別に定めるところにより行うほか、この協定に定めなき事項は、労働基準法の定めによるものとする。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、2025年3月11日より2026年3月10日までとする。

2025年 2月16日

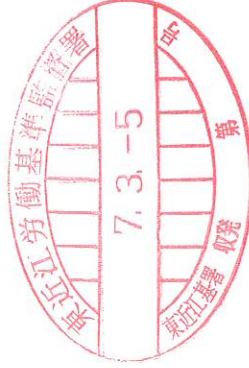
甲：株式会社ワールドプラン



代表取締役社長 松岡敬次

乙：労働者代表

ボリ、永、ゆかり

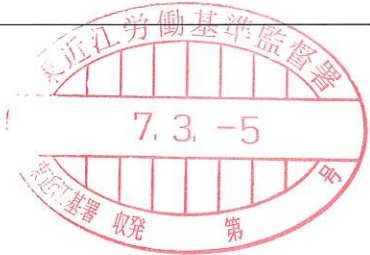


時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	25104017426000□□□□ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	4130001033271

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間				
一般労働者派遣・請負		株式会社ワールドプラン 甲賀オフィス 〔派遣先：サクラ食品工業株式会社 竜王工場〕		(〒520 ― 3221) 滋賀県湖南市三雲 272-1 植田電機ビル 3F (電話番号： 0748― 71 ― 2343)				2025 年 4 月 1 日から 1 年間				
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）			1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
							法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	2025 年 4 月 1 日
											法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		8 時間		4 5 時間		360 時間						
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
	派遣先企業における納期遵守。その他突発業務の対応。		食品原料の投入・調合・釜の 洗浄作業	1 名			1 ヶ月に 4 回		0 : 00～24 : 00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)												



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年4月1日		
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	食品原料の投入・調合・釜の洗浄作業	1名	8時間		6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への事前申入れによる。										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ・ ⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保健指導を実施。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 3月 1日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 営業
氏名 杉本ゆかり

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

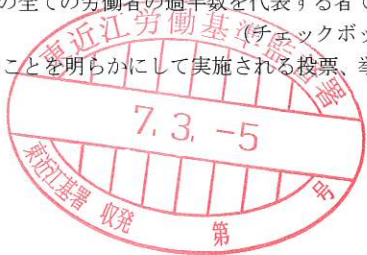
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒（チェックボックスに要チェック）

2025年 3月 1日

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

東近江 労働基準監督署長殿



労働基準法第36条に基づく

時間外労働および休日労働に関する協定書

株式会社ワールドプラン 甲賀オフィス（以下、甲という）と甲の労働者の代表（以下、乙という）は、労働基準法第36条の規定に基づき、時間外労働および休日労働に関し、次の通り協定する。

第1条（時間制限ならびに事由）

- この協定の有効期間中における労働基準法32条の労働時間を超える時間外労働の最高限度を1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間とする。

第2条（特別の事情）

- 前条の時間制限を超える特別の事情が生じ、甲が乙にその旨通知し、乙がその事由を認めた場合、前条の規定にかかわらず、1ヶ月の最高限度を80時間まで、年720時間とし、回数は6回までとする。なお、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、1ヶ月60時間を超えた場合の割増賃金率は50%とする。1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。
- 特別の事情とは、一時的な受注の集中・突発的なトラブル対応や送迎対応など業務の集中をいう。

第3条（休日労働の制限）

甲が労働基準法第35条の休日に労働を命じることができ回数および時間帯は次の通りとする。

- 1ヶ月につき4回：0時～24時で会社が指定した時刻とする。

第4条（特例措置）

第1条、第2条、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる対象労働者に該当する労働者から申し出があった場合は、次に定める時間外労働の制限を行うものとする。

1. 対象労働者

- （1）小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者
- （2）負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する労働者
 - ①配偶者（内縁関係含む）、父母もしくは子または配偶者の父母
 - ②当該労働者が同居し、かつ扶養している二親等以内の親族

2. 時間外労働の限度

- 1ヶ月24時間 かつ 1年150時間以内とする。

第5条（適用および管理）

この協定の適用および管理等に関しては、甲と乙で別に定めるところにより行うほか、この協定に定めなき事項は、労働基準法の定めによるものとする。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、2025年4月1日より2026年3月31日までとする。

2025年3月1日



甲：株式会社ワールドプラン
代表取締役社長 松岡敬太

乙：労働者代表 石井 佑一

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25104017426000□□□□ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	4130001033271

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間				
一般労働者派遣・請負		株式会社ワールドプラン 甲賀オフィス 〔派遣先:DOWA サーモエンジニアリング株式会社〕		(〒520 — 3221) 滋賀県湖南市三雲 272-1 植田電機ビル 3F (電話番号: 0748— 71 — 2343)				2025 年 4 月 1 日から 1 年間				
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）			1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
							法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	2025 年 4 月 1 日
											法定労働時間を超える時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	派遣先企業における納期遵守。その他突発業務の対応。	熱処理製品の段取及び解体作業	3名	8時間		45時間		360時間			
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
	派遣先企業における納期遵守。その他突発業務の対応。		熱処理製品の段取及び解体作業	3名			1ヶ月に4回		0:00~24:00			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)				
								起算日 (年月日)	2025年4月1日			
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	熱処理製品の段取及び解体作業	3名	8時間			6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への事前申入れによる。											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ・ ⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保健指導を実施。										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)												

協定の成立年月日 2025年 3月 1日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 営業
氏名 杉本ゆかり

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

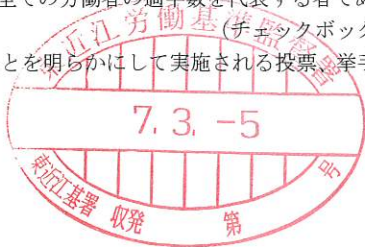
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 3月 1日

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敏太

東近江 労働基準監督署長殿



労働基準法第36条に基づく

時間外労働および休日労働に関する協定書

株式会社ワールドプラン 甲賀オフィス（以下、甲という）と甲の労働者の代表（以下、乙という）は、労働基準法第36条の規定に基づき、時間外労働および休日労働に関し、次の通り協定する。

第1条（時間制限ならびに事由）

- この協定の有効期間中における労働基準法32条の労働時間を超える時間外労働の最高限度を1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間とする。

第2条（特別の事情）

- 前条の時間制限を超える特別の事情が生じ、甲が乙にその旨通知し、乙がその事由を認めた場合、前条の規定にかかわらず、1ヶ月の最高限度を80時間まで、年720時間とし、回数は6回までとする。なお、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、1ヶ月60時間を超えた場合の割増賃金率は50%とする。1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。
- 特別の事情とは、一時的な受注の集中・突発的なトラブル対応や送迎対応など業務の集中をいう。

第3条（休日労働の制限）

甲が労働基準法第35条の休日に労働を命じることができ回数および時間帯は次の通りとする。

1ヶ月につき4回：0時～24時で会社が指定した時刻とする。

第4条（特例措置）

第1条、第2条、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる対象労働者に該当する労働者から申し出があった場合は、次に定める時間外労働の制限を行うものとする。

1. 対象労働者

- （1）小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者
- （2）負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する労働者
 - ①配偶者（内縁関係含む）、父母もしくは子または配偶者の父母
 - ②当該労働者が同居し、かつ扶養している二親等以内の親族

2. 時間外労働の限度

1ヶ月24時間 かつ 1年150時間以内とする。

第5条（適用および管理）

この協定の適用および管理等に関しては、甲と乙で別に定めるところにより行うほか、この協定に定めなき事項は、労働基準法の定めによるものとする。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、2025年4月1日より2026年3月31日までとする。

2025年3月1日



甲：株式会社ワールドプラ

ン

代表取締役社長 松岡敬太

乙：労働者代表

ボリホウカリ

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25104017426000□□□□			
	都道府県	所掌	管轄	基幹番号
法人番号	4130001033271			

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
一般労働者派遣・請負		株式会社ワールドプラン 甲賀オフィス 〔派遣先：トヨタ紡織滋賀株式会社〕		(〒520 — 3221) 滋賀県湖南市三雲 272-1 植田電機ビル 3F (電話番号： 0748— 71 — 2343)				2025 年 4 月 1 日から 1 年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)			
						法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数		
						任意	任意	任意	任意		
						任意	任意	任意	任意		
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
				派遣先カレンダーに基づく		各月の休日数の2分の1以内		製造部門 始業 08:00 ～終業 16:55 始業 17:00 ～終業 01:55 始業 20:00 ～終業 04:55			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)



時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年4月1日		
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
・予算、決算、賃金管理、納期の切迫 ・事務処理上の緊急業務等短時間での対応 ・設備等の復旧、新設、変更等短時間での対応 ・新技術、新製品等の研究開発等短時間での対応 ・クレーム、リコール、訴訟トラブル折衝、許認可 ・受注増への対応、生産計画変更等 短時間での集中的な対応 ・会社重要案件、関連行事、イベント等、短時間での集中的な対応 ・その他上記に準じた事由	自動車部品の製造業務	7名	10時間		6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間		25% (60時間超50%)
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表への事前申入れによる。									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨	(具体的内容) ①⑧⑨対象労働者への産業医による面接指導の実施、②2週に1回の夜勤務実施、④振替休日制度の実施 ⑤特殊業務従事者は法律に準じて半年に1回健康診断実施、⑥有給休暇連続2日取得推進、有給休暇16日取得推進、⑦相談室設置								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 4月 1日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 営業
氏名 杉本ゆかり

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒（チェックボックスに要チェック）

2025年 4月 1日

東近江 労働基準監督署長殿

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

